

ブロック塀などの撤去費の一部を補助します！

豊中市では平成 30 年（2018 年）6 月 18 日に発生した地震に伴い、ブロック塀などの撤去費の補助制度を行っています！

【補助の対象】

道路（私道を含む）に面し、道路からの高さが 60 cm をこえるブロック塀など（※）を撤去する工事。

（※）コンクリートブロック造、石造・れんが造の組積造など
ただし、門柱は対象外

- 安全性が確認できないブロック塀などを全て撤去する必要があります。
- 1 つの敷地に対して、1 回限りの申込みとなります。
- 他の撤去補助金の交付を受けるブロック塀などは除きます。

【補助の金額】

①～③で一番低い金額となります。

- ①撤去工事費（見積書など）× 4 / 5
- ②13,000（円／㎡） × 面積（㎡） × 4 / 5
- ③20万円

補助ご利用の場合は、撤去工事（契約）の前に市で手続きが必要です。

補助金の申込、手続きについては、裏面をご覧ください。

詳しくは、問合せ先までご連絡いただくか、市ホームページをご覧ください。

<問合せ先>

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

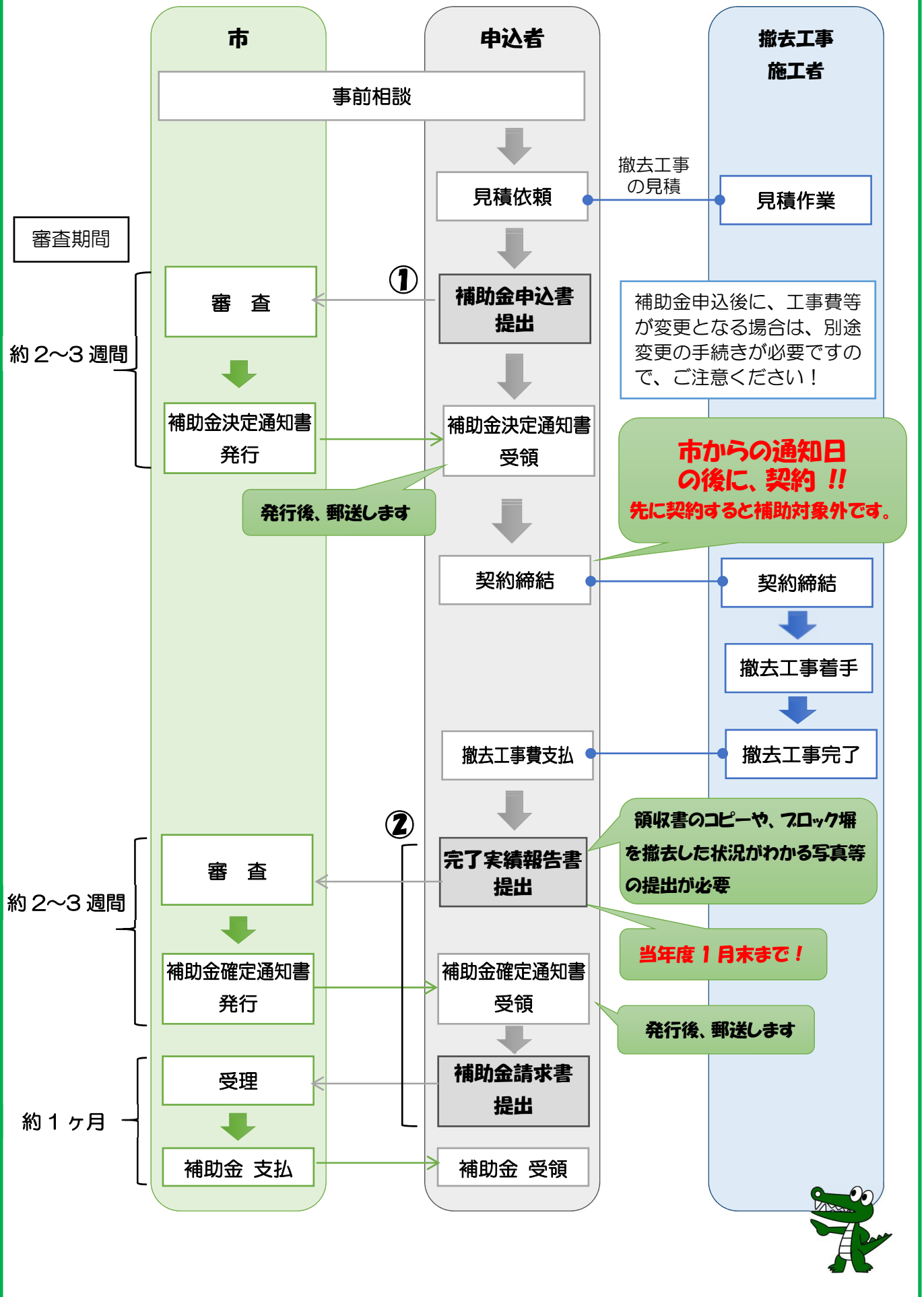
TEL : 06-6858-2417

豊中市中桜塚 3 丁目 1-1（第二庁舎 5 階）



令和 7 年（2025 年）4 月

【手続きの流れ】



ご注意ください

門や塀などを新しく設置される方へ

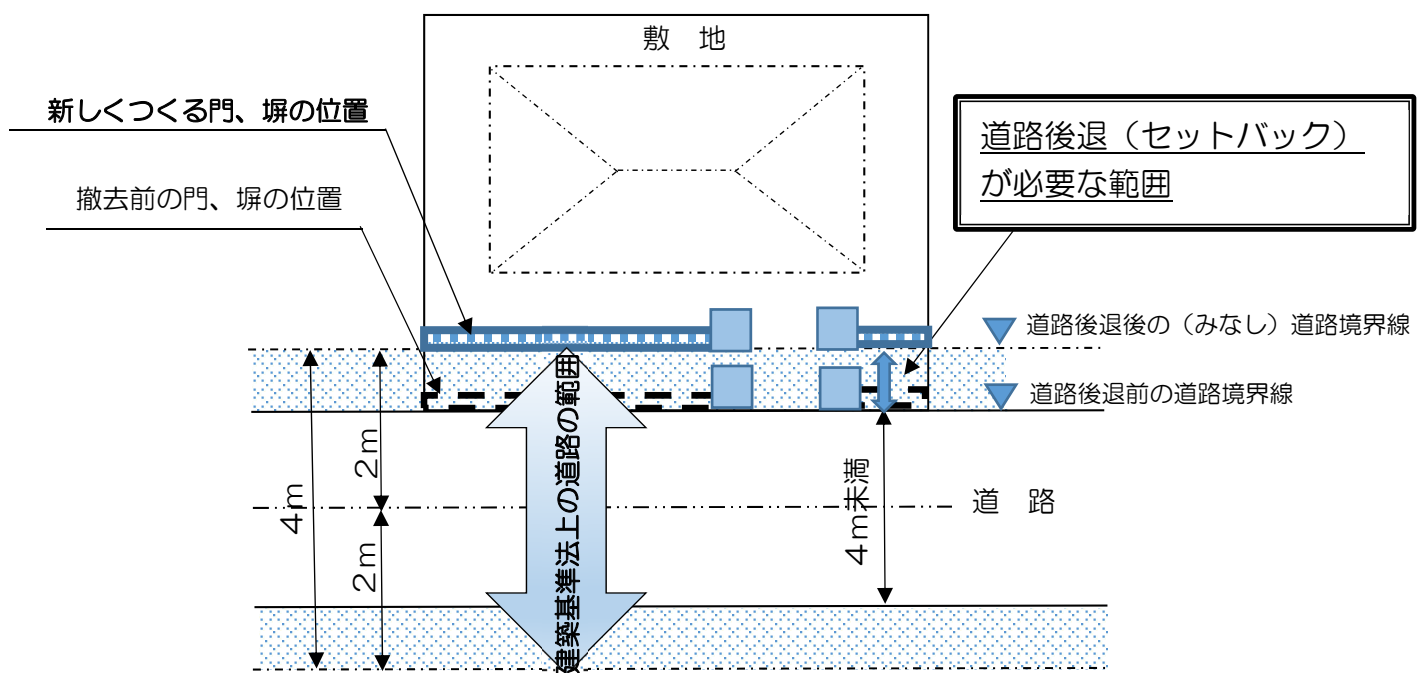
もとの位置に門や塀などをつくることができない場合があります

◆敷地の前面道路の幅が4m未満のとき

＜建築基準法では＞

前面道路の幅が4m未満の敷地では、道路後退（セットバック）が必要です。建築基準法上の道路の範囲内に建築物や門、塀などを設置することができません。

そのため、建築基準法上の道路の範囲に新たな門や塀などを設置すると **違反** になります。詳しくは、豊中市都市計画推進部建築審査課（市役所第2庁舎5階）までお問合せください。



※上図は中心後退の場合ですが、路線によっては一方後退になる場合があります。

◆解体するCB 塀等が官地（道路や水路など）に設置されているとき

解体するCB 塀等が道路や水路などにある場合、もとの場所に門、塀などを設置することはできません。再設置する際は、官民境界を十分確認してください。官民境界が確定されていない場合や不明確な場合は、豊中市都市基盤部基盤管理課（市役所第2庁舎4階）までお問い合わせください。